

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 11 月 30 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500451号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500177号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

平成15年7月にA社から、給与振込に使用していたのと同じ口座への振込みにより賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずであるが、年金記録がないので、請求期間の賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の預金口座を管理するB信用金庫C支店から提出された預金元帳によると、平成15年7月中のA社から請求者の口座への振込みは同月25日であるところ、当時の同社の人事担当であった者は、基本的には給与の支払日は毎月25日であったと陳述している。

また、上記の預金元帳によると、請求期間前後の平成15年6月及び同年8月についても25日付けでA社からの振込みが確認でき、同年6月、同年7月及び同年8月の振込金額も同額となっている上、振込金額は請求者の当時の標準報酬月額(11万8,000円)に見合う金額となっている。

さらに、オンライン記録の賞与縦覧照会によると、平成15年7月中の同社における賞与支払日は同月8日のみで、他の日付の賞与支払は確認できないことから、同月25日付けの振込みは給与と推認され、請求期間に係る賞与の記録は確認できない。

加えて、A社の事業を継承したD社は、請求者の賞与に係る資料は保管しておらず、請求者への賞与支給の有無及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している上、A社が加入していたE健康保険組合から提出された請求者に係る「被保険者記録照会」によると、請求期間に係る賞与支払の記録は確認できない。

これらのことから、請求者の請求期間における賞与支給額及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及

び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。